

2021年7月16日

尾道市立大学

新型コロナウイルスワクチン接種を事由とする授業の欠席についての取り扱い

新型コロナウイルスワクチン接種を事由とする授業の欠席について、以下のように取り扱う。2021年7月16日現在の社会状況(政府によりワクチン接種を希望する者への接種の加速化が推進されている状況)における取り扱いであり、今後社会状況が変化した場合には変更する可能性がある。

1. 新型コロナウイルスワクチン接種当日

以下の所定の手続きを行った場合は授業を公欠とする。(公欠事由;「その他学長が必要と認める場合」)

所定の手続き;

ワクチン接種日を教務係に事前連絡する。公欠届と接種日がわかる書類またはその写しを、接種後出席可能となった後7日以内に教務係に提出する。

2. 新型コロナウイルスワクチン接種後、副反応として発熱などの体調不良が発生した場合

他の体調不良時と同じ扱いとする(公欠事由;「学校保健安全法施行規則第18条に定められた学校感染症と診断された場合」に「新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合」を含める)

体調不良による授業欠席の取り扱いについて、2021年7月7日配信文書より抜粋;

体調不良時

風邪の症状や発熱、咳等が認められる場合には、登学せずに医療機関を受診するなど適切に対処してください。体調不良による欠席は「公欠」扱いとします。体調が快復し通学できる状態になったらE棟1階事務局にある「公欠願」を提出してください。なお、「公欠願」の確認のためポータルの「健康状態確認」アンケートの情報提示を求めます。

*上記1、2について、試験の場合は「やむを得ない理由」に該当するものとして追試験願の提出を認める。

*集中講義については公欠適用を行わない。